

税務訴訟資料 第262号-16 (順号11866)

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(川越税務署長)

平成24年1月26日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年12月18日判決、本資料259号-239・順号11352)

判 決

控訴人(亡甲訴訟承継人)

乙

同

亡丁

(控訴人丁は、口頭弁論終結の日の後である平成23年11月23日死亡した。)

同

M

同

N

同

O

同

P

同

Q

被控訴人

国

同代表者法務大臣

小川 敏夫

処分行政庁

川越税務署長

神田 福男

同指定代理人

荒井 秀太郎

菊池 豊

石川 真理

松原 政博

山崎 康裕

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 川越税務署長が平成19年2月16日付けでした亡甲の同15年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 3 川越税務署長が平成19年2月16日付けで亡甲に対してした同15年分から同17年分までの所得税の各更正処分のうち、同15年分については総所得金額142万9055円を超える部分、同16年分については総所得金額23万6248円、分離課税長期譲渡所得119万5625円及び還付金の額に相当する税額15万8260円を超える部分、同17年分については総

所得金額30万8669円及び還付金の額に相当する税額15万8260円を超える部分並びに上記各年分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 川越税務署長が平成19年2月16日付けで亡甲に対してした同15年1月1日から同年12月31日までの課税期間、同16年1月1日から同年12月31日までの課税期間及び同17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに上記各課税期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

5 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、亡甲が、川越税務署長から、平成19年2月16日付けで同15年分以後の所得税に係る青色申告の承認の取消処分、同年分から同17年分まで（以下「本件各係争年分」という。）の所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分並びに同15年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成15年課税期間」という。）、同16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」という。）及び同17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」といい、平成15年課税期間及び平成16年課税期間と併せて、「本件各係争課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税（以下、両者を併せて「消費税等」という。）の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分を受けたところ、亡甲の相続人である控訴人らが、上記各処分は、いずれも違法であるとして、これらの取消しを求めている事案である。

2 原審は、控訴人らの被承継人甲の請求をいずれも棄却する判決をし、甲は、これを不服として控訴した。

3 甲は、平成22年2月11日死亡し、本件の訴訟手続は中断した。控訴人らは、亡甲の相続人の全員であるところ、平成23年9月15日までに順次、この訴訟手続を受継した。

4 本件の前提となる事実は、上記3の相続の事実のほか、原判決「事実及び理由」第2、1に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決中にある「原告」のうち甲本人の意味で用いられているものは、そのように読み替えるものとする。以下において原判決を引用する場合も同様である。）。

第3 争点及び当事者の主張

本件の争点及び当事者の主張は、以下のとおり控訴人乙の当審における主張を補充するほかは、原判決「事実及び理由」第2、2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決15頁15行目の次に、以下を加える。

被控訴人の調査担当者は、平成18年4月7日から同年12月14日までの8か月にわたり、調査への協力を求めてきたが、当時、控訴人乙は、甲のリハビリや控訴人丁の治療のため調査に協力することは不可能である旨を繰り返し調査担当者に連絡しており、調査担当者はそれを無視してなお執拗に調査協力を求めていたのであるから、もはや協力依頼ではなく調査の強制であり、違法である。

2 原判決16頁10行目の次に、以下を加える。

控訴人らが被控訴人に提出している法人税申告書は、控訴人らの主張を裏付けるものである。

3 原判決20頁8行目の「すぎず、」の次に、「また、控訴人乙は親の介護や看護に追われて調査に協力することが不可能であったのであり、」を加える。

第4 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」の第3、1から11までに記載のとおりであるから、これを引用する。控訴人乙が当審において補充した主張及び提出した甲第1号証を考慮しても、上記のとおり引用する認定及び判断は左右されない。

第5 結語

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三輪 和雄

裁判官 小池 喜彦

裁判官 松村 徹